

# 告示

## 埼玉県告示第三十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の二の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
平成三十年二月六日 午後二時	齋藤智	埼玉県坂戸市清水町二十五番 九号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県職員会館 B〇五会議室